

中央区いじめ防止基本方針に基づく取組状況等について
(教育委員会における取組)

(1) いじめの未然防止

① 授業での取組

- ・人権教育・道徳教育の推進(「命と心の授業」や「道徳授業地区公開講座」の実施)
→命と心の授業 各学校年1回以上実施
- ・「セーフティ教室」等を活用した、インターネットにおけるいじめの防止等に向けた学習の充実
→セーフティ教室を活用しての指導(携帯電話・インターネット使用にかかわる指導の実施校数)

	24年度	25年度	26年度
小学校	13校	11校	13校
中学校	3校	1校	3校

※平成27年度も同様に実施予定

② 専門家の派遣

- ・都派遣スクールカウンセラーを全小学校、中学校に週1回派遣。小学校第5学年、中学校第1学年については年度当初に全員面接を実施
- ・(区独自)専任教育相談員を全小学校に週1回又は2回派遣、心の教室相談員を全中学校に週2回又は3回派遣
- ・(区独自)スクールソーシャルワーカー教育委員会に1名配置。週1回程度、各中学校に派遣、関係機関との連携・協力体制構築

③ 相談事業の実施

- ・教育センター教育相談室で来所相談・電話相談(月～土曜日)
→相談件数(累計) (件)

	24年度	25年度	26年度	27年度
来所相談	233(123)	261(133)	286(139)	226(108)
電話相談	120(25)	111(35)	94(41)	56(24)

※平成27年度は10月末までの実績 ※()内は「集団不適応・不登校・友人関係等」件数

④ 教員研修の実施

- ・道徳教育推進教師研修会(年2回)、生活指導主任研修会(年9回)、人権教育推進委員会(年7回)において、いじめに関する教員研修を実施

(2) いじめの早期発見

① 「ふれあい月間」の設定及びアンケート調査の実施

→ふれあい月間等を通じて、年3回以上定期的にアンケート調査を実施

② 学校がいじめを把握した場合には、教育委員会に速やかに報告させる(第一報)とともに、いじめに関する報告書を毎月提出させ、点検や指導、解決への支援を行う。

→いじめを把握した場合の第一報により直ちに教育委員会に報告

- ・「幼児・児童・生徒の問題行動及び事故等の月別調査報告」において、いじめに関する報告書を提出(毎月)

(3) いじめへの早期対応

① 教育委員会から学校への解決支援、指導主事やスクールソーシャルワーカー、教育センター、専任教育相談員などの派遣

→全ての報告において、担当指導主事による学校からの聴き取り調査を行い、専門家の派遣や学校体制への助言を行うとともに、保護者の要望(転校など)への対応についても、担当部署と連携しながらいじめ解決に向けた学校支援を行った。